1. 計画策定の背景 (P.1)

・奈良公園を中心とする奈良市(平成17年4月の合併前の区域)一円に生息するニホンジカ(以下、「シカ」という。)は、国の天然記念物に指定され、多くの人に親しまれている。

・天然記念物指定以後、鹿害訴訟の和解条項に基づきシカの生息地を地区区分し、防鹿柵設置等の保護管理を行ってきた。 ・奈良県では「奈良のシカ保護管理計画検討委員会」を設置し、地区区分及び

保護管理の指導基準について、現状の実態に即して「保護地区」(A、B地区)、「管理地区」(D地区)及び「緩衝地区」(C地区)の3つの区分に整

理し、「保護」に重きを置いた施策を進めてきた(図1、表1)。 ・このうち、D地区もA、B、C地区と同様に農林業を含めた地域との共生を

目指す地区であることに変わりはないが、近年はシカの個体数の急増により農林業被害も増加し、対策が緊急な課題となっていることから、平成29年に奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画を策定し、管理を行ってきた。

・対策の結果、農業被害はある程度の軽減が見られるものの依然として発生していることから、「奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第2次)」を策定し、引き続き管理を実施する。

雙管理区分	地区区分	地区区分の位置づけ
重点 保護地区	A 地区	春日大社境内等、古来、春日大社の神鹿として保護されてきた歴 史的経緯を踏まえた、天然記念物指定の趣旨に合致する保護すべ き「奈良のシカ」の、保護の中心地域。
保護地区	B地区	春日山原始林および重点保護地区周辺の市街地等、保護すべき 「奈良のシカ」の主な行動圏となる保護地域。
援衝地区	C地区	保護すべき「奈良のシカ」の分布周辺地域。「保護地区: B地区」と「管理地区: D地区」との緩衝地域として、保護を中心としながら、農林業被害状況に応じて柔軟な対応を行う。
管理地区	D地区	保護すべき「奈良のシカ」と人との共生を目指す地域。第二種特定鳥獣管理計画により管理を行い、農林業被害防止を図るとともに、「奈良のシカ」の保護の強化に寄与する。
	重点 保護地区 保護地区 援衝地区	重点 保護地区 A 地区 保護地区 B 地区 爰衝地区 C 地区

表 1 地区区分およびその位置づけ



図1 天然記念物「奈良のシカ」の保護・管理地区の地区区分

2. 管理すべき鳥獣の種類 (P.3)

ニホンジカ(Cervus nippon)※

※天然記念物「奈良のシカ」(奈良市(平成17年4月の合併前の区域)一円 に生息)のうち、保護管理のための地区区分のD地区(図2)に生息するもの



図2 管理を行う地域

3. 計画の期間 (P.3)

令和4年4月1日~令和9年3月31日(5年間) ※第1次:平成29年4月1日~令和4年3月31日

4. 第二種特定鳥獣の管理を行う地域 (P.3)

天然記念物「奈良のシカ」の保護管理のための地区区分のうち、D地区 (面積約184km²)

5. 計画の目的 (P.6)

天然記念物「奈良のシカ」個体群を健全に維持しつつ管理地区における地域社会との軋轢(農林業被害など)を軽減し両者の共生をすすめること。

6. 生息の現状 (P.7)

・本計画の対象地は、京都府に接しており、東部は森林、西部は市街地等が大部分を占めている。文化財保護法、鳥獣保護管理法による捕獲規制等が図られている。

・令和3年度の糞粒法調査結果から推定された計画対象地域における平均生息密度は11.7頭/kmであり、A、B地区に近いほど生息密度が高く、離れるほど生息密度が低くなる傾向がある。

・遺伝的特性としては、奈良公園中心部のシカは極めて狭い地理範囲で遺伝的にまとまった集団を形成し定住性が高く、一方で、奈良公園中心部と D地区の個体群は分断されているわけではなく、遺伝的交流も認められる。

奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第2次) 概要版 (2/2)

|7.第1次特定計画の取組結果と評価(P.18)

- ・第1次特定計画の管理の目標は、保護地区の「奈良のシカ」の保護上支障の恐 れのない範囲で、農林業被害、森林生態系への影響、生活環境被害等の軋轢を許 容レベルまで軽減を図るしこと。
- ・防鹿柵の設置による被害防除(のべ2,738m)、加害個体(あるいはその可能性 が高い個体)の捕獲(計579頭)、被害調査、生息状況調査、捕獲個体調査のモ

	H29	H30	R1	R2	R3
オス	14	70	92	83	98
メス	5	50	48	57	62
合計	19	120	140	140	160

表 2 各年度捕獲頭数

- ・生息密度調査結果より、計画対象地におけるシカの生息状況に大きな変化はな く、またA・B地区のシカの保護上支障のある影響も与えていないと考えられた。 ・被害状況のモニタリング結果から、防鹿柵設置箇所では被害軽減の効果があっ
- たと考えられる。 ・捕獲は、シカの行動を考慮した範囲内の被害農地周辺を捕獲対象地域として実
- 施したが、捕獲を実施したことで被害意識の軽減を示唆する結果が得られた。

水田

ニタリングを実施した。

図3捕獲の有無による被害意識の変化(H30年度とR1年度調査の比較)

・以上より、第1次計画における管理目標はおおよそ達成できたと評価できる。 ・しかし対象地の被害状況について、全体としては依然として被害が発生してい るため、引き続き対策を進める必要がある。

8. 管理の目標 (P.29)

本計画の目的を達成するため、第1次特定計画に引き続き、「奈良のシカ」の保

護上支障の恐れのない範囲で、管理地区において農林業被害、森林生態系への影 響、生活環境被害等の軋轢の軽減を図る。以下の4つの課題と目標を設定する。

① 奈良のシカ個体群の健全な維持 ②農林業被害の軽減、被害地域の拡大抑制 ③ 生態系被害の抑制 ④ 生活環境被害の軽減

9. 目標を達成するための施策の基本的な考え方(P.29)

・被害地における防鹿柵の設置や生息環境管理等の非捕殺的な被害防除対策によ り軋轢を低減させることを基本とする。 ・これらの防除対策を講じても被害が軽減しない場合において、被害地周辺の加

害個体あるいはその可能性が高い個体の捕獲を実施する。 ・被害状況や生息状況等のモニタリングを行い、計画の見直しを図る順応的管理

10.被害防除(P.30)

を行う。

農業被害については、被害状況に合わせた防鹿柵を設置するとともに、耕作地や 集落にシカが出没しにくい環境管理を促進する。

11. 捕獲 (P.31)

調査を実施する。

・保護地区の天然記念物「奈良のシカ」の保護上支障となる恐れのない範囲で捕 獲を実施。 ・被害防除対策を講じている地域において、被害が軽減しない場合に、モニタリ ング結果等を踏まえ、被害地周辺の加害個体あるいはその可能性が高い個体の管 理を目的とした捕獲を実施 ・指定管理鳥獣捕獲等事業を実施

12. モニタリング(P.36)

計画目標の達成状況の評価、実施計画の検討を行うため、シカによる被害状況の 把握とともに、シカの生息状況、捕獲個体についての情報についてモニタリング

・捕獲従事者に対し、感染症対策の周知を徹底

13. その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項(P.37)

モニタリング調査によって得られた各種情報は、奈良のシカ保護管理計画検討委 員会等、関係機関等による会議を中心に情報を共有し、奈良のシカの保護に活用 する。